

昨年から続く、新型コロナの影響により、リモートでのコミュニケーションや教育が急速に拡大しています。書籍に掲載されている情報も、電子化の需要が高まり、今後ますます拡大していくものと思われます。メディカルイラストレーションもその渦中にあり、厳しい現実の中、少しでも利便性を図り、医学医療出版業界で無理なくご利用できるよう、利用や料金の基準を大きく改めました。2021年1月22日からの新規依頼に適用させていただきます。

以下、新基準をご参考頂き、今後のご相談・ご依頼を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

2021.1.22

有限会社彩考 代表取締役 佐藤良孝

## イラスト利用料金に関する変更について

2021年2月22日より適応

(目次)

「基本料金設定」の見積算出基準

<各利用ニーズによる解説>

- 弊社ライブラリ内から既存のイラストをそのまま使用、あるいは若干の修正を加えて料金を出来るだけ抑えたい。
- 当面、将来電子版の予定がなく、イラストの品質、独自性を維持しながら少しでも料金を抑えたい。
- 主に市販書籍の掲載イラストとして使用し、同時あるいは将来電子版の発行も予定している。
- 書籍の掲載イラストを使用し、同時または将来、付録のアニメーションや副教材を制作したい。
- 論文など著者・監修者からの直接のご依頼（市販の書籍を除く）
- 製薬・医療機器メーカー様など多種のメディアに利用する場合
- 今後、改訂版を刊行した場合
- 今後、外国語翻訳版を刊行した場合

その他全体に係わる補足

### 「基本料金設定」の見積算出基準

過去5年の『使用許諾』の見積り算定基準と同じです。

時間単価 3500円/時間 または 1000円/15分

時間の配分

- 30% 依頼内容の聴取と資料収集・理解およびご提案
  - 70% 実制作、修正・納品作業
- ※比率は全体の平均値です。内容により変わる場合があります。

※「基本料金設定」には3回分までの校正(修正)費用は含まれています。

但し、仕上げ後の修正は作業時間で算出した修正料が加算される場合があります。

### ■弊社ライブラリ内から既存のイラストをそのまま使用、あるいは若干の修正を加えて料金を出来るだけ抑えたい。

(基本的な解剖図や一般的な説明図などの掲載にお役立て下さい。)

## 『ライブラリ利用』

※既存のイラストを変更なく、そのまま利用する

料金の基準：「基本料金設定」の50%

図版の制作：ライブラリ登録済み既存図版（以下、「既存図版」と言う。）（註1）

使用権範囲：1用途1回 独占的使用権はありません（弊社著作権）

※同じ用途における、広告などの販促用ツールへの転載に再使用料は掛かりません。

旧規程：変更なし または 表現形式別一律料金

註1：著作権のある既存イラストは数万件あり、現在ライブラリ登録済み図版は約4789点（2020年末現在）あり、今後、年間5000点ペースでライブラリに追加していく計画です。ライブラリへの検索・購入システムは順次改良していく計画です。

## 『ライブラリ利用（修正付き）』

料金の基準：「基本料金設定」の60%

図版の制作：「既存図版」に15分程度で可能な修正依頼を含む

使用権範囲：1用途1回 独占的使用権はありません（弊社著作権）

※修正内容が15分程度を超える場合は新規依頼と同じ扱いになります。

※同じ用途における、広告などの販促用ツールへの転載に再使用料は掛かりません。

旧規程：この規定はありませんでした。

---

## ■当面、将来電子版の予定がなく、イラストの品質、独自性を維持しながら少しでも料金を抑えたい。

---

### 『使用許諾』

料金の基準：「基本料金設定」の90%

図版の制作：新規制作

使用権範囲：1用途1回 1年間の独占的使用権付き（弊社著作権）

※メディアに静止画として掲載（動画・アニメーションでのご使用は別途ご相談下さい）

※同じ用途における、広告などの販促用ツールへの転載に再使用料は掛かりません。

旧規程：「基本料金設定」100%

---

## ■主に市販書籍の掲載イラストとして使用し、同時あるいは将来電子版の発行も予定している。

---

### 『基本料金設定（著作権設定）』

料金の基準：「基本料金設定」

図版の制作：新規制作

使用権範囲：著作権設定と同等の内容（著作権の一部譲渡）

1. 紙媒体出版物（オンデマンド出版を含む）として複製し、配布すること。
2. DVD-ROM、メモリーカード等の電子媒体（将来開発されるいかなる技術による媒体をも含む）に記録されたパッケージ型電子出版物として複製し、配布すること。
3. 電子出版物として複製し、インターネット等を利用し公衆に送信すること。
4. 1.から3.までに記載の行為を行う権利を専有する。
5. 本著作物の著作権の設定を登録することを承諾する。

6. 同メディア内に限り、同一イラストの転載に再使用料金を求めない。（註2）
- ※他メディアへの使用は再使用料[「基本料金設定」の30%]が発生します。
  - ※流用変更の場合は再使用料[「基本料金設定」の30%]+修正作業費が発生します。
- また、章扉やヘッダイメージなど内容を示すためではない使用方法（単色化・トリミングを含め）に再使用料を求めません。
- ※但しカバー、表紙（表1-4大扉）への使用は含まれません。
- （表1-4大扉のセットでの使用に対し、再使用料[「基本料金設定」の30%]が発生します。）

※上記の条件を踏まえた上で「著作権譲渡契約」が必要な場合は別途ご相談下さい。  
※同じ用途における、広告などの販促ツールへの転載に再使用料は掛かりません。  
**旧規程：「基本料金設定」の120% 同書籍内の流用費用(30%)は回数ごとに別途必要。**

註2：「再使用」とは図版に内容的な変更を行わないでそのまま使用する場合。  
「流用」とは元図に何らかの改変を行った場合。

---

## ■書籍の掲載イラストを使用し、同時または将来、付録のアニメーションや副教材を制作したい。

---

### 『付録アニメーション再使用料金設定』

料金の基準：「基本料金設定」の30%  
但し、以下の条件となります。

1. イラストを掲載した本誌の付録であること。
2. アニメーション制作に必要な最低限の改変であること。

本来イラストの改変は弊社のみで行うのが原則ですが、弊社以外でアニメーションを開発した場合、改変の作業効率が悪くなることを避けるための、例外的な対応です。

1. イラストの本来の意味合いを損ねていないこと。
2. 改変によりできた二次的著作物は他の書籍やメディアでは使用できません。
3. 1動画1点（複数の動画に同じイラストを用いた場合は積算されます。）

※新規アニメーション制作の料金基準とは異なります。  
**旧規程：新規アニメーション制作の料金基準を適応**

### 『教員用等副教材再使用料金設定』

料金の基準：「基本料金設定」の30%  
**旧規程：変更なし。**

---

## ■論文など著者・監修者からの直接のご依頼（市販の書籍を除く）

---

## 『論文用料金設定』

料金の基準：「基本料金設定」の100%～200%

※市販書籍の場合、編集者により原稿整理、表現方法や仕様の決定、スケジュール管理などが行われます。

しかし、著者・監修者からの直接のご依頼の場合、弊社が出版社の編集者に代わりにその役割も行うことになり、制作とは別の人的負担が加わります。

過去の経験から、編集および依頼内容の聴取と資料収集・理解およびご提案など、制作以外の作業割合は平均して40-50%にも達します。これを勘案してお見積り及びご請求金額の算出をおこないます。

図版の制作：新規制作

使用権範囲：1用途1回（著作権は原則として弊社に留保されますが投稿先の規定を優先します。）

※ご依頼者（監修者）による講義や講演で使用される場合は原則自由です。

※論文等の公開があるまで、ご依頼の事実を含め守秘いたします。

※名目上弊社著作権となりますが、独自の内容を伴う図版を弊社でそのまま使用することはありません。

※別のメディア（市販書籍や病院のホームページなど）への転載は再使用料[「基本料金設定」30%]が発生します。

旧規程：変更なし。

---

## ■製薬・医療機器メーカー様など多種のメディアに利用する場合

### 『買取料金A』

料金の基準：基本料金設定の150%

図版の制作：新規制作

使用権範囲：使用メディア・回数制限なし（著作権の一部譲渡）1年間の独占的使用権（註3）

旧規程：この規定はありませんでした。

### 『買取料金B』

料金の基準：基本料金設定の200%

図版の制作：新規制作

使用権範囲：使用メディア・回数制限なし（著作権の一部譲渡）3年間の独占的使用権（註3）

旧規程：変更なし。

註3：期間内であっても、弊社による二次的著作物の制作を妨げません。また、すでに弊社既存の図版を利用する場合は適応外となります。

---

## ■今後、改訂版を刊行した場合

### 『改訂版再使用料金』

料金の基準：「基本料金設定」の30%

但し、書籍中の作品が10図以上で改訂版での使用率が80%以上の場合、改訂版の再使用料は「基本料金設定」の20%となります。

旧規程：「基本料金設定」の30%

## ■今後、外国語翻訳版を刊行した場合

---

料金の基準：「基本料金設定」の20%

但し、交渉手数料など諸条件によりご相談となります。

旧規程：「基本料金設定」の30%

---

## その他全体に係わる補足

---

※個別契約（覚書）があればそちらが優先されます。

※2021年1月22日より実施。過去の契約およびお取引には反映しません。

※1 および3年間の独占的使用権

依頼主から提供された資料下絵にオリジナリティーの強い作品については、  
期間を超えても、使用に際しては協議の対象とします。

期間内であっても、弊社による二次的著作物の制作を妨げません。

※投稿論文などの場合などは投稿先の規定を優先します。

※作品が公開された後、弊社によるプレゼンや制作実績として利用することがあります。

但し、ウォーターマークを付加して盗用を禁止いたします。